

コンテンツ制作支援・PR支援業務
受託候補者選定会議 設置要綱

(設置)

第1条 コンテンツ制作支援・PR支援業務の委託について、プロポーザルの実施により応募者から提出された提案書類を審査し、受託候補者の選定を行うため、「コンテンツ制作支援・PR支援業務受託候補者選定会議」（以下「会議」という。）を設置する。

(組織)

第2条 会議は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- (1) 京都市産業観光局クリエイティブ産業振興室長
- (2) 京都市産業観光局クリエイティブ産業振興室コンテンツ産業振興課長
- (3) 京都市産業観光局観光MICE推進室メディア戦略係長

2 構成員は、次条に定める審査が終了したときは、解任されるものとする。

(審査事項)

第3条 会議は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) コンテンツ制作支援・PR支援業務受託候補者選定審査基準による受託候補者の決定に関する事項
- (2) その他必要な事項

(議長)

第4条 会議に議長を置く。

2 議長は京都市産業観光局クリエイティブ産業振興室長とする。

3 議長は会議を総理し、会議の議長となる。

4 議長に事故があるとき又は議長が欠けたときは、京都市産業観光局クリエイティブ産業振興室コンテンツ産業振興課長がその職務を代理する。

(会議)

第5条 会議は必要に応じて議長が召集する。

(構成員の責務)

第6条 構成員は、審査の過程において知り得た情報を公表してはならない。ただし、公表された情報については、この限りではない。

(事務処理等)

第7条 会議に関する庶務は、京都市産業観光局クリエイティブ産業振興室が担当する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関して必要な事項は議長が別に定める。

附則

1 この要綱は決定の日から実施する。

2 この要綱は受託候補者の決定に伴い、その効力を失う。